欠格要件に該当しない旨の誓約書

令和７年　月　日

（宛先）新潟市長

法人・団体名

法人・団体所在地

代表者名

新潟市南区老人福祉センター指定管理者募集要項における、以下の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。また、申請時から指定議案の議決までの間に欠格要件に該当する場合は申請資格を失う旨は承知しました。

記

（１）地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの

（２）地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号）の規定により、過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから2年を経過しないもの。ただし、令和6年6月1日以前に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されている場合は、当該取り消しから5年を経過しない団体。また、令和6年6月1日以降に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から複数回指定を取り消されている場合は、最後に指定を取り消されてから5年を経過しない団体

　　・過去に指定取り消しを受けている場合、下記に日付と施設名を記載してください

|  |  |
| --- | --- |
| （日付） | （施設名） |
| （日付） | （施設名） |

（３）国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの

（４）本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの

（５）指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの

（６）地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの

（７）団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう｡以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの

（８）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

（９）役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

（１０）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宣を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

（１１）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの